

わくわくくらぶに参加しませんか？

親子でふれあいながら活動する子育てサークルです。一緒に楽しみながらお子様の成長を感じてみませんか？

- ♠ 対象…就園前の乳幼児とその保護者(益城町在住)
- ♦ 時間…10:00 ~ 11:30
- ♣ 場所…町公民館(健康管理センターとなり)

今年度の入会受け付けは、4月11日(月)から4月15日(金)に子ども課で行います(わくわくくらぶ保護者会年会費は、乳幼児1人あたり1,000円です。)

	4月	5月
1歳 火曜日 19日 自己紹介 26日 ★造形あそび(こいのぼり)		10日 成育調べ(身長・体重計測・手形)
0歳 水曜日 20日 自己紹介 グループ分け(フリートーク) 27日 こいのぼり製作		11日 エプロンシアター・わらべ歌
2歳以上 金曜日 22日 自己紹介		6日 大きくなったかな(身長・体重計測・手形)

★…お道具セット(のり・はさみ・クレヨン・セロテープ)をご持参ください。
※5月に4・5月生まれの誕生会を行います。申し込み期日は、5月の広報でお知らせします。

◆ 問い合わせ先 ◆ 役場子ども課子育て支援係

児童扶養手当の 手当額が変わります

児童扶養手当の手当額が、平成23年8月11日支払い(平成23年4月分から平成23年7月分)から変更になります。

※平成23年4月11日支払い(平成22年12月分から平成23年3月分)までは従来どおりです。

【児童扶養手当の額】

支給区分	平成22年度 (平成23年3月まで)	平成23年度 (平成23年4月から)
全部支給の場合	月額 41,720 円	月額 41,550 円
一部支給の場合	月額 9,850 円) 月額 41,710 円	月額 9,810 円) 月額 41,540 円

※2人目は5,000円、3人目以降は3,000円ずつ加算されます。

どうして手当額が変わるの？

手当の基本額は、年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて変更されます。

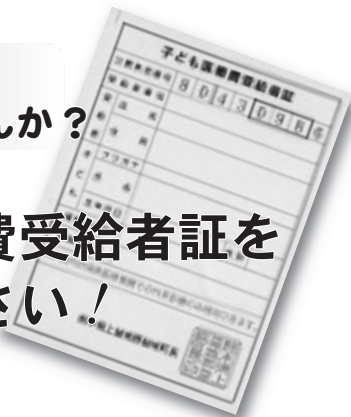
平成22年の全国消費者物価指数の実績値が対前年比で0.7%の下落となったことから、規定により手当の基本額が0.4%引き下げとなります。



◆ 問い合わせ先 ◆ 役場子ども課子育て支援係

届け出内容に 変更はありませんか？

子ども医療費受給者証を ご確認ください！



子ども医療費受給者証について、現在届け出されている事項(口座、健康保険証、氏名、住所など)に変更がある場合は、役場子ども課へ届け出が必要です。お手持ちの受給者証の確認をお願いします。

また、受診される際には、必ず受給者証と健康保険証を医療機関窓口に提示してください。

※変更の届け出の際には、印かん、保険証、受給者証をご持参ください(被保険者が変わった場合は、通帳も必要です)。

◆ 問い合わせ先 ◆ 役場子ども課子育て支援係